



熱海市告示第13号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により都市計画を変更したので、同条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和5年2月15日

熱海市

上記代表者 熱海市長 齊 藤



1 都市計画の種類及び名称

熱海国際観光温泉文化都市建設計画道路の変更

3・6・14号宮脇片山線

3・6・15号風越藪ノ内線

3・6・11号温泉通り水口線

8・7・5号初川遊歩道2号線

2 都市計画を定める土地の区域

縦覧する計画図表示のとおり

3 縦覧場所

熱海市役所 観光建設部 まちづくり課